

保護者の皆様へ

熊野町立熊野中学校
校長 草本 泰宏

警報発令時等の対応について（お願い）

向暑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から本校教育の推進にご理解とご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、令和 8 年 5 月から新しい防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、気象警報や避難指示等が発令された場合の学校の教育活動の実施について、次のように対応することとしておりますので、ご確認のうえご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 午前 6 時の時点で熊野町に「暴風」「暴風雪」「大雪」の特別警報・警報、または「大雨」「土砂災害」のレベル 3（警報）以上が発令されている場合は、小学校は臨時休業、中学校は自宅待機（午前 11 時まで解除されなければ臨時休業）とします。【気象庁が気象情報を発表した場合】
- 2 災害の発生の恐れがあり、午前 6 時の時点で熊野町に「大雨」「土砂災害」の警戒レベル 3（高齢者等避難）以上が発令されている場合は、小・中学校とも自宅待機（午前 11 時まで解除されなければ臨時休業）とします。【町が避難情報を発表した場合】
- 3 警報や警戒レベルが発令されていなくても、危険が予想される場合は、必要に応じて町教育委員会と協議の上、「臨時休業」又は「自宅待機」を決定し、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童生徒の保護者に連絡します。
- 4 自宅待機を解除し登校させる場合、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童生徒の保護者に連絡します。

※ 週休日等における中学校の部活動においても、上記と同様の扱いとします。